

受理官庁 T T	司法長官及び法務省・知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ)	附属書 C T T
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	トリニダード・トバゴ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁, 欧州特許庁, 国立工業所有権機関 (チリ), スウェーデン知的所有権庁 (PRV) 又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁, 欧州特許庁 ¹ , 国立工業所有権機関 (チリ), スウェーデン知的所有権庁 (PRV) 又は米国特許商標庁 ²	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: トリニダード・トバゴ・ドル (TTD) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	TTD 750	
国際出願手数料 ³	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	USD 16	
調査手数料 ⁴	附属書D (AT), (CL), (EP), (SE) 又は (US) 参照	
優先権書類の手数料	TTD 50 に1頁ごとに TTD 5 を加えた額	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要	
誰が代理人として行為できるか?	トリニダード・トバゴで特許代理人として手続を行うことが認められている者 手続を行うことが認められている特許代理人のリストは、受理官庁から入手できる	

1 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁若しくはスウェーデン知的所有権庁 (PRV) が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。

2 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。

3 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

4 USD建で支払う。